

新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航にかかる誓約書

1 私は、JICA 海外協力隊奨学金事業（以下「本事業」という。）奨学生（以下「奨学生」という。）として修学するにあたり、渡航先・地域に渡航し修学をしない限り当初予定の研究計画が達成できないことから、次の事項を守ることを誓約し渡航を希望します。

- (1) 渡航先・地域が新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル 2 以上であることを確認し、自分自身で安全を確保しなければならないことを理解した上で自らの判断と責任において渡航すること。
- (2) 渡航中における新型コロナウイルス感染症への感染については、自覚と責任をもって対処すること。
- (3) 渡航中の新型コロナウイルス感染症を含む疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入すること。
- (4) 渡航中は新型コロナウイルス感染症に関する渡航先国・地域の政府等からの指示や在外公館からの通知に注意を払い、現地の法令を遵守するとともに、責任のある行動をとること。

2 別紙「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル 2 以上に指定された国・地域への渡航前に確認すべき事項」を全て確認しました。

3 感染症危険情報レベル 2 以上（レベル 4 を除く。）での渡航に関する本特別措置は、新型コロナウイルス感染症の影響に限定した取扱いであることを承知しています。

（奨学生）

西暦 年 月 日 氏名（自署）

以 上

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に指定された国・地域への渡航前に確認すべき事項

- (1) 渡航先国・地域における最新の新型コロナウイルス感染症の感染状況
- (2) 渡航先国・地域への渡航手段
- (3) 渡航先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続き
- (4) 渡航先国・地域への入国時における水際対策及び入国時取るべき対応・行動
- (5) 渡航先国・地域で新型コロナウイルス感染症の感染の疑いが生じた場合・濃厚接触者として指定された場合・新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、渡航先国・地域において取るべき対応・行動及び相談先
- (6) 渡航先国・地域地域で必要な生活物資の確保方法
- (7) 渡航先大学等における留学生等の受入れ態勢
- (8) 渡航先大学等における、新型コロナウイルス感染症感染下での修学のための防疫措置
- (9) 渡航先国・地域における感染拡大抑止のための法令
- (10) 今後、渡航先国・地域において新型コロナウイルス感染症が(再)流行した際取るべき対応・行動

(留意事項)

- ・上記(3)については、完了している、もしくは申請中であることが必要です。
- ・上記(5)については、具体的には検査を申し込める機関や相談先、対応可能な医療機関や自己隔離が可能な滞在先等を指します。
- ・上記(5)及び(8)については、内容が確認できる書類(例 進学先大学 WEB サイトの写し等)を提出してください。
- ・上記(9)については、具体的にはマスクの着用や行動制限(外出禁止令)等を指します。